

川越市全国大会選手派遣費補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツの振興を図るため、全国大会以上の大会へ出場する選手等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 全国大会以上の大会 別表に掲げる団体又はその上部団体が開催する運動競技大会で、都道府県大会等を経て選出された選手が参加するものをいう。

(2) 選手等 全国大会以上の大会に出場登録されている大学生、高校生、中学生又は小学生の選手で次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内の学校に在学する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、選手等が一の全国大会以上の大会へ出場する際に要する参加費、旅費、宿泊費、通信運搬費、スポーツ用具購入費その他の経費のうち、市長が認めた経費をいう。

(補助額)

第4条 補助額は、前条の補助対象の経費の額又は選手等の人数に5,000円を乗じた額のいずれか低い額とし、50,000円を限度とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）及び出場者名簿（様式第4号）を添付しなければならない。

3 前2項の申請書等の提出期限は、選手等が出場する全国大会以上の大会が開催される日の7日前とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(状況の報告)

第7条 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をした選手等は、市長の要求があったときは、全国大会以上の大会の出場に関する事項について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の報告書には、成果報告書(様式第7号)及び収支決算書(様式第8号)を添付しなければならない。

(報告書の提出期限)

3 前2項の報告書等の提出期限は、全国大会以上の大会の出場種目が終了した日の翌日から起算して30日以内とする。

(確定通知書)

第9条 規則第14条の規定により補助金の額を確定し、通知するときは、様式第9号によるものとする。

(書類の整備等)

第10条 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をした選手等は、全国大会以上の大会への出場に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、全国大会以上の大会の出場種目が終了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成9年度の補助金の申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会及び当該法人に加盟している団体
- (2) 各都道府県スポーツ協会及び体育協会
- (3) 全国高等学校体育連盟
- (4) 財団法人全国中学校体育連盟
- (5) 全国高等学校野球連盟
- (6) 日本オリンピック委員会
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた団体